

平成28年熊本地震による被災企業の復興支援に向けた
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表（案）

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	4

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編（略）</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 雑則（第702条—<u>第721条</u>）</p> <p>第3編～第7編（略）</p> <p>付則</p> <p>別添</p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1編（略）</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 雑則（第702条—<u>第715条</u>）</p> <p>第3編～第7編（略）</p> <p>付則</p> <p>別添</p>
<p><u>第716条 新規上場申請者（第205条第7号</u></p> <p><u>c又は第212条第6号b（第216条の3第</u></p> <p><u>5号a又は第216条の6第2号bによる場合</u></p> <p><u>を含む。）に適合しない者に限る。）が、内国</u></p> <p><u>株券の新規上場申請を行うときにおける虚偽記</u></p> <p><u>載又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定め</u></p> <p><u>る。</u></p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う指定替え基準の特</u></p> <p><u>例）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第717条 平成28年熊本地震に起因する特別</u></p> <p><u>損失の発生により、当該特別損失の発生した事</u></p> <p><u>業年度の末日に債務超過の状態となった上場会</u></p> <p><u>社についての第311条第1項の規定の適用に</u></p> <p><u>ついては、同項第5号を次のとおりとする。</u></p> <p><u>（5） 債務超過</u></p> <p><u>上場会社とその事業年度の末日に債務超過</u></p> <p><u>の状態である場合において、1年以内に債務</u></p>	<p>（新設）</p>

超過の状態でなくならなかったとき。

(平成28年熊本地震に伴う上場市場の変更審査の特例)

第718条 第716条の規定は、上場内国株券 (新設)
の上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請
を行うときについて準用する。

(平成28年熊本地震に伴う本則市場の上場廃止基準の特例)

第719条 平成28年熊本地震に起因する特別 (新設)
損失の発生により、当該特別損失の発生した事
業年度の末日に債務超過の状態となった上場会
社についての第601条第1項の規定の適用に
ついては、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過
の状態である場合において、2年以内に債務
超過の状態でなくならなかったとき。

(平成28年熊本地震に伴うマザーズの上場廃止基準の特例)

第720条 平成28年熊本地震に起因する特別 (新設)
損失の発生により、当該特別損失の発生した事
業年度の末日に債務超過の状態となった上場会
社についての第603条第1項の規定の適用に
ついては、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過
の状態である場合（上場後3年間において債
務超過の状態となった場合を除く。）におい
て、2年以内に債務超過の状態でなくなら
なかったとき。

(平成28年熊本地震に伴うJASDAQの上
場廃止基準の特例)

第721条 第719条の規定は、第604条の (新設)

2 第1項第3号及び第604条の4第1項第2号の規定により第601条第1項の規定を適用する場合について準用する。

2 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった上場会社についての第604条の2第1項の規定の適用については、同項第2号を次のとおりとする。

(2) 業績

最近4連結会計年度（平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならなかった場合の当該連結会計年度の期間を除いて1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなるとき。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年 月 日から施行する。
- 2 改正後の第717条及び第719条から第721条までの規定は、平成28年4月14日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編（略）</p> <p>第2編 株券等</p> <p> 第1章～第6章（略）</p> <p> 第7章 雑則</p> <p> 第1節（略）</p> <p> 第2節 雑則（第716条—<u>第727条</u>）</p> <p>第3編～第6編（略）</p> <p>付則</p> <p>別添（略）</p> <p>別記様式（略）</p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う上場審査料等の特例）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1編（略）</p> <p>第2編 株券等</p> <p> 第1章～第6章（略）</p> <p> 第7章 雑則</p> <p> 第1節（略）</p> <p> 第2節 雑則（第716条—<u>第724条</u>）</p> <p>第3編～第6編（略）</p> <p>付則</p> <p>別添（略）</p> <p>別記様式（略）</p>
<p><u>第703条の3 第702条第2項第2号及び第703条第2項の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日（予備申請を行った場合にあつては、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に新規上場申請又は予備申請を行う場合であつて、当該新規上場申請又は予備申請より前の新規上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が平成28年熊本地震に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第725条 規程第716条の規定の適用を受け (新設)

る新規上場申請者(本則市場への新規上場申請者に限る。)についての第212条第7項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第716条の規定の適用を受ける新規上場申請者(マザーズ又はJASDAQへの新規上場申請者に限る。)についての第227条第6項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う指定替え基準の特例の取扱い)

第726条 第311条第5項(第1号cを除 (新設)

く。)の規定は、規程第717条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、第311条第5項第1号a及びb並びに第2号中「規程第311条第1項第5号」とあるのは「規程第717条において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号」と、同項第1号d中「規程第311条第1項第5号ただし書」とあるのは「規程第717条において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号」と読み替える。

(平成28年熊本地震に伴う本則市場、マザーズ及びJASDAQの上場廃止基準の特例の取扱い)

第727条 第601条第4項(第603条第3 (新設)

項において準用する場合を含む。)の規定は、規程第719条(規程第721条第1項において準用する場合を含む。)又は規程第720条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、第601条第4項中「規程第601条第1項第5号」とあるのは「規程第719条(規程第721条第1項において準用する場合を含む。)又は規程第720条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号」と、同項第3号中「1年」とあるのは「2年」と読み替える。

2 第603条の2第2項の規定は、規程第721条第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、第603条の2第2項中「規程第604条の2第1項第2号」とあるのは「規程第721条第2項において読み替えて適用する規程第604条の2第1項第2号」と、「4連結会計年度」とあるのは「4連結会計年度(平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。)」と、同項第1号中「4事業年度」とあるのは「4事業年度(平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該事業年度を除く。)」と読み替える。

3 規程第719条(規程第721条第1項にお

いて準用する場合を含む。)又は規程第720条の規定の適用を受ける上場会社についての第605条の規定の適用については、同条第1項第7号中「規程第601条第1項第5号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号(規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。)」とあるのは「規程第719条(規程第721条第1項において準用する場合を含む。)若しくは規程第720条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号(規程第604条の2第1項第3号及び第604条の4第1項第2号による場合を含む。)若しくは規程第603条第1項第3号又は同項第4号」とする。

4 規程第721条第2項の規定の適用を受ける上場会社についての第605条の規定の適用については、同条第1項第25号の3中「規程第604条の2第1項第2号」とあるのは「規程第721条第2項において読み替えて適用する規程第604条の2第1項第2号」とする。

付 則

この改正規定は、平成28年 月 日から施行する。